

予算特別委員会会議録

○開 会 令和4年 3月25日 午前10:00

○閉 会 午後 0:28

○出席委員（18名）

1番 菅 原 理恵子	2番 鈴 木 壮 二	3番 藤 原 仁 美
4番 戸 田 俊 樹	5番 佐 藤 義 久	6番 澤 井 昭二郎
7番 堀 井 克 見	8番 藤 原 典 男	9番 中 川 光 博
10番 鈴 木 司	11番 菅 原 秀 雄	12番 石 井 和 人
13番 西 村 武	14番 鏡 仁 志	15番 菅 原 龍太郎
16番 伊 勢 潤	17番 佐 藤 敏 雄	18番 小 林 悟

○欠席委員（なし）

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 剛
市民生活部長 伊 藤 国 栄	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
福祉保健部技監兼社会福祉課長 筒 井 弥 生	産 業 建 設 部 長 櫻 庭 春 樹
上下水道局長 渋 谷 一 春	教 育 部 長 伊 藤 貢
総 務 課 長 千 葉 秀 樹	企 画 政 策 課 長 安 田 秀 樹
財 政 課 長 菅 生 司	学 校 教 育 課 長 島 崎 徳 之

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴 木 健 二	議会事務局次長 鈴 木 学
----------------	---------------

予算決算特別委員会会議録

令和4年 3月25日（2日目）午前10時開議

1. 分科会委員長報告、質疑、討論、採決

議案第14号 令和3年度潟上市一般会計補正予算（第14号）（案）について

議案第15号 令和3年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
（案）について

議案第16号 令和3年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
（案）について

議案第17号 令和3年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）
について

議案第18号 令和3年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）に
ついて

議案第19号 令和3年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）
について

議案第20号 令和3年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）
（案）について

議案第21号 令和3年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）に
ついて

議案第22号 令和3年度潟上市下水道事業会計補正予算（第3号）（案）につい
て

議案第23号 令和4年度潟上市一般会計予算（案）について

議案第24号 令和4年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について

議案第25号 令和4年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について

議案第26号 令和4年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について

議案第27号 令和4年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について

議案第28号 令和4年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について

議案第29号 令和4年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について

議案第30号 令和4年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について

議案第31号 令和4年度潟上市水道事業会計予算（案）について

議案第32号 令和4年度潟上市下水道事業会計予算（案）について

2. 閉会

午前10時00分 開会

○委員長（西村 武） おはようございます。

ただいまの出席委員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付しておりますので宜しくお願いいたします。

【議案第14号 令和3年度潟上市一般会計補正予算（第14号）（案）について から
議案第32号 令和4年度潟上市下水道事業会計予算（案）について】

○委員長（西村 武） それでは、議案第14号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第14号）（案）についてから議案第32号、令和4年度潟上市下水道事業会計予算（案）についてまでを一括議題といたします。

各分科会で詳細審査されました議案の審査の経過と結果について、分科会委員長の報告を求めます。

なお、各分科会委員長報告の後、それぞれ質疑を行います。質疑は審査の経過と結果に対するものでありますので、あらかじめご了解願います。

委員長報告が全て終了後に、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教分科会委員長、社会厚生分科会委員長、産業建設分科会委員長の順に行います。

【総務文教分科会委員長の報告】

○委員長（西村 武） 最初に、総務文教分科会委員長の報告を求めます。14番 鑑 仁志 総務文教分科会委員長。

○総務文教分科会委員長（鑑 仁志） おはようございます。

それでは、私の方から総務文教分科会の報告をいたします。

令和4年第1回定例会で予算特別委員会に付託され、本分科会で審査した議案について、会議規則第102条の規定により報告いたします。

1. 審査年月日 令和4年3月14日、15日

2. 出席委員 藤原仁美、堀井克見、鈴木 司、菅原秀雄、菅原龍太郎、鑑 仁志

3. 説明当局には、副市長、教育長、総務部長、市民生活部長、教育部長、議会事務局局長、各関係課長

4. 書記には、総務部 総務課の佐藤智紀さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について報告いたします。

議案第14号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第14号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,875万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億3,366万2,000円とするものです。

歳入の主なものについて申し上げます。

10款1項地方交付税の増額は、普通交付税1億1,353万4,000円です。

17款1項寄附金の増額は、ふるさと応援寄附金7,100万円です。

委員からは、1年間の寄附金を補正予算で計上しているが、経費とつり合うように予算計上できないものか。また、他の市町村もこのような予算計上方法なのかと質問があり、当局から、当初予算に計上する際の積算根拠を把握するのが困難なことと、寄附金という歳入項目の性質等を鑑み、当初予算においては存置項目としている。また、他市町村においては、本市と同様のケースや、ある程度の寄附額を見込んで予算計上している自治体など様々であるとの回答がありました。

歳出の主なものについて申し上げます。

9款1項消防費は1,623万3,000円の減額で、主なものは、湖東地区行政一部事務組合負担金の減額によるものです。

委員からは、減額した内容についての質問があり、当局からは、工事等の請負差額によるものとの回答がありました。

議案第19号、令和3年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61万5,000円とするものです。

補正の内容は、前年度繰越金を財政調整基金に積み立てるものです。

議案第20号、令和3年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201万1,000円とするものです。

補正の内容は、前年度繰越金を財政調整基金に積み立てるものです。

議案第21号、令和3年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ92万1,000円とするものです。

補正の内容は、前年度繰越金を財政調整基金に積み立てるものです。

委員からは、財産区とは何か。また、財産区の財産についての質問があり、当局からは、明治22年の市制・町村制施行当初からある制度で、町村合併の際に関係市町村間に基本財産等の所有状態に著しい不均衡があり、これを統合して新市町村に帰属させようとするのが、町村合併促進上、適当ではなく、町村合併促進のために、特別に関係住民にその管理及び処分をさせる必要がある場合の措置として行われたものである。財産は、下虻川財産区は墓地、和田妹川財産区は墓地と斎場用地、飯塚財産区はクリーンセンターの最終処分場用地の貸付けとの回答がありました。

委員からは、令和3年度で最終処分場の焼却灰搬出を取りやめることで、数年後にこの財産区はどのような変化をたどることになるのか。時系列に、経緯から将来展望までできるかぎり説明・開示すべきではないかの質問があり、当局から、最終処分場のあり方について、現在まで実施した延命化事業は令和12年度までは埋立てが可能な状況となっている。当初はもっと延命化を図る予定だったが、ごみ処理施設も含め将来的に維持していくために、周辺自治体と一緒に広域化するという方向性は、国・県からの方針が示されているとの回答がありました。

議案第23号、令和4年度潟上市一般会計予算（案）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ145億3,400万円と定めるものです。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款市税28億1,257万円は、前年度対比で3.0パーセントの増です。このうち市民税が9,361万6,000円の増、固定資産税が2,096万1,000円の減です。

7款地方消費税交付金7億2,000万円は、前年度対比で8.8パーセントの増です。

10款地方交付税60億1,574万8,000円は、前年度対比で2.8パーセントの増で、普通交付税が56億1,574万8,000円、特別交付税が4億円です。

18款2項基金繰入金3億7,490万円の主なものは、1節財政調整基金繰入金1億7,000万円と3節合併振興基金繰入金1億6,500万円です。

19款繰越金2億5,000万円は、前年度繰越金です。

21款市債4億9,900万円の主なものは、臨時財政対策債2億3,950万円です。

委員からは、当初予算概要について、財政調整基金残高の一定額の確保は何を根拠としているか。プライマリーバランスについて、最終的な黒字化の目標は、普通建設事業

費について抑制とあるが、本来やるべき事業のどこを抑制したのかについての質問があり、当局からは、財政調整基金残高の一定額の確保については、標準財政規模の10パーセントから15パーセントを確保したい。プライマリーバランスの黒字化については、合併から通算すると庁舎整備など大規模な事業があったため、マイナスとなっている。累計での黒字化目標年次はなるべく早くと考えているが、今後の事業次第で延びてしまうが、借入額を抑えて少しでも早い段階で黒字になるよう財政運営をしていきたい。普通建設事業費を抑制した内容は、前年度より19パーセント減となっており、大規模事業が一段落したことが大きな理由であるとの回答がありました。

歳出の主なものについて申し上げます。

1 款議会費 1 億7,111万7,000円の主なものは、議員報酬及び職員人件費です。

2 款 1 項総務管理費11億6,067万3,000円のうち本委員会所管の主なものは、職員人件費のほか、広報費では広報発行の印刷製本費、財産管理費では庁舎の維持管理費、電子計算費ではシステム更新及び機器の保守管理委託料、自治振興費では自治会活動推進費補助金、生活交通費ではマイタウンバス運行費補助金、公共施設等管理費では市長部局で管理する地域集会施設の維持管理費です。

委員からは、「情報発信事業」の公式ユーチューブ等 SNS の活用事業費56万2,000円は、市長の発信している公式ユーチューブの製作費か。また、その他消耗品費・役務費・賃借料の133万2,000円の内容はという質問があり、当局からは、ユーチューブの経費は人件費のみであり、活用の事業費56万2,000円は、業務の効率化を図るため、新たに動画撮影・編集機材を購入、133万2,000円は、従来の広報費にかかわる経費であるとの回答がありました。

委員からは、早朝からの撮影もみられることから、それにかかわる職員の勤務にしわ寄せがないよう、動画撮影のやり方等を検討してくださいとの意見がありました。

また、委員からは、市長公用車の管理について、公務出張、自宅への送迎以外はないですねという質問があり、当局から、ありませんという回答がありました。

また、委員から、まちづくり市民会議の目的は、まちづくりのため、各種代表者から、市の現状のチェックや将来のまちづくりのための助言や意見をいただくことを目的とした会議と認識しているが、市民会議の委員委嘱と会議内容についての質問があり、当局からは、任期は令和2・3年度の2年間で、委員の市内外の要件はなく、委員定数は15人以内で、現委員数は10人。この会議の目的は、総合計画、地方人口ビジョン及び総合

戦略の策定及び推進に関することと併せ、新たに過疎地域持続的発展計画に関することが加わったとの回答がありました。

2 項徴税費 1 億 2,571 万 1,000 円の主なものは、職員人件費及び土地図修正・宅地異動評価委託料などの各種委託料です。

4 項選挙費 4,422 万円の主なものは、職員人件費のほか、参議院議員選挙費 2,028 万 3,000 円、県議会議員選挙費 570 万 1,000 円です。

5 項統計調査費 3,844 万 5,000 円の主なものは、地籍調査委託料 1,378 万 9,000 円です。

6 項監査委員費 615 万 6,000 円の主なものは、監査委員報酬及び職員人件費です。

7 項新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業費 1 億 6,410 万 1,000 円のうち本委員会所管の主なものは、総務課分のシステム更新委託料及び一般備品の購入、学校教育課分の学校施設・設備改修工事、文化スポーツ課分の図書館施設・設備改修工事です。

委員からは、「新型コロナウイルス対応地方創成臨時交付金」関連予算について、DX 推進や、市役所内部の機器購入は、早期に実施しなければならない事業ではないと思う。生活に困窮している市民を対象とした商品券の発行など、市民向けの実施を第一に考えるべきではないかと質問があり、当局からは、この交付金はコロナ関連事業であれば自由に使える交付金であり、生活に困窮している市民を対象とした直接的な支援のほか、コロナ感染症対策に関連づけた事業を行うことも可能であることから、事業全体に関連づけて考えている。コンビニ納付については、DX 推進の一環として、この機会に必要な機器を整備することになったものだが、市税の納付は、通常は直接窓口で納付することになるが、その選択肢をひとつ広げるために整備を進めることになったものである。今後、自治体のデジタル化は避けては通れないものであり、活用できる財源があるときに、しっかりと対応していくこととしたものであるとの回答がありました。

3 款 2 項児童福祉費 21 億 602 万 4,000 円のうち本委員会所管の主なものは、児童福祉総務費では保育料無償化に伴う各種補助金、児童館費、保育園費、放課後児童健全育成費では管理運営費等、地域子育て支援センター費では職員人件費等です。

委員からは、放課後児童クラブの運営ではコストが上がっているように見受けられる。民間委託による効果はあるのかと質問があり、当局からは、一時的にはコストは上昇しているが、これまでその業務に携わっていた職員がほかの業務を担えるなど行政のスリム化が図られているほか、受け入れ時間の拡大や支援員の増員による手厚い支援が行われるなど利用者に対するサービスも向上したことで、民間委託の効果が得られていると

考えるとの回答がありました。

委員から、飯田川ふれあいの家について、2自治会から解体・廃止ではなく改修してほしい旨の要望書が出ていると聞いているが、今後どのようにするのか。また、今後、集約化により廃止となる施設について自治会から払い下げ希望がある場合、要望を受け入れる検討をすべきでないかとの質問があり、当局からは、飯田川ふれあいの家は、築後52年が経過し、耐震面でも危険な状況であり、改修には多額の費用を要するため解体の方向である。自治会から払い下げ要望がある場合、対応方法を検討する必要があるとの回答がありました。

7款商工費4億487万3,000円のうち本委員会所管の主なものは、ふるさと納税事業費5,620万6,000円です。

9款消防費9億2,073万円の主なものは、小型動力ポンプ積載車の購入並びに湖東地区行政一部事務組合及び男鹿地区消防一部事務組合負担金です。

10款1項教育総務費3億1,467万2,000円の主なものは、事務局費では職員人件費並びに包括的業務委託料、各種負担金及び補助金、外国青年招致事業費では外国語指導助手の報酬です。

2項小学校費1億9,084万8,000円の主なものは、小学校6校の管理運営費及び扶助費です。

3項中学校費1億650万6,000円の主なものは、中学校3校の管理運営費及び扶助費です。

4項学校給食費1億2,546万9,000円は、小中学校9校分の学校給食に係る経費で、主なものは学校給食調理等業務委託料です。

5項社会教育費2億527万8,000円の主なものは、社会教育総務費では職員人件費と社会教育団体補助金、生涯学習推進費ではかたがみ写真講座委託料、公民館費では職員人件費と公民館及び分館の管理運営費及び天王市民センターに係る経費、文化財保護費では文化財保護団体への補助金、図書館費では職員人件費、図書館の管理運営及び図書購入費です。

6項社会体育費8,861万3,000円の主なものは、社会体育総務費では職員人件費並びに市体育協会及びスポーツ少年団への補助金、体育振興費では各種スポーツ大会の開催に係る経費とチャレンジデー実行委員会補助金、体育施設費では施設の管理運営費と体育施設指定管理料です。

12款公債費18億3,626万1,000円は、元金17億3,848万1,000円、利子9,778万円です。

委員から、公債費の秋田銀行の借入利率について、法律的に不可能でなければ、効率的財政運営の観点から利率引き下げの要請について交渉してはという質問があり、当局から、利率が下がる可能性があるのであれば、今後交渉してみますという回答がありました。

議案第28号、令和4年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30万5,000円と定めるものです。

歳入の主なものは、2款1項基金繰入金30万円で、財政調整基金繰入金です。

歳出の主なものは、1款1項総務管理費29万円で、協議員会の開催に伴う協議員報酬と区有地の維持管理費などです。

議案第29号、令和4年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38万3,000円と定めるものです。

歳入の主なものは、2款1項基金繰入金19万8,000円で、財政調整基金繰入金です。

歳出の主なものは、1款1項総務管理費23万3,000円で、協議員会の開催に伴う協議員報酬と区有地の維持管理費などです。

議案第30号、令和4年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69万円と定めるものです。

歳入の主なものは、2款1項基金繰入金42万4,000円で、財政調整基金繰入金です。

歳出の主なものは、1款1項総務管理費54万円で、協議員会の開催に伴う協議員報酬と区有地の維持管理費などです。

以上、予算特別委員会総務文教分科会の報告といたします。

○委員長（西村 武） これで総務文教分科会委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第14号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第14号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第19号、令和3年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第20号、令和3年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第21号、令和3年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第23号、令和4年度潟上市一般会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番佐藤義久委員。

○5番（佐藤義久） 7ページの「築後52年が経過し、耐震面でも危険な状況がある」というのは、どなたが判断されたのでしょうか。設計図書等チェック入れたのでしょうか、お伺いします。

○委員長（西村 武） 14番鑑 仁志総務文教分科会委員長。

○総務文教分科会委員長（鑑 仁志） これは52年が経過しているということで、誰が判断したとかという話は出ませんでしたけども、判断した人、市の方で、当局で判断したと思いますけども、そこまでは審査しておりませんので報告いたします。

○委員長（西村 武） いいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第28号、令和4年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第29号、令和4年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第30号、令和4年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について、これ

から質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【社会厚生分科会委員長の報告】

○委員長(西村 武) 次に、社会厚生分科会委員長の報告を求めます。8番藤原典男社会厚生分科会委員長。

○社会厚生分科会委員長(藤原典男) 令和4年第1回定例会で予算特別委員会に付託され、本分科会で審査した議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和4年3月14日、15日、16日、3日間。

2. 出席委員 戸田俊樹、石井和人、西村 武、佐藤敏雄、伊勢 潤、藤原典男

3. 説明当局 市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、福祉保健部技監兼社会福祉課長、各関係課長

4. 書記 市民生活部 市民課 佐藤洋介

5. 審査の経過と結果

議案第14号、令和3年度潟上市一般会計補正予算(第14号)(案)について。

第2表繰越明許費補正のうち、住民基本台帳システム改修事業は457万6,000円です。

歳入の主なものについて申し上げます。

14款1項2目衛生費国庫負担金347万1,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金、3回目接種に伴う不足分によるものです。

2項1目総務費国庫補助金830万7,000円の増額のうち、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は457万6,000円の増額で、住民基本台帳システム改修によるものです。

個人番号カード交付事業費補助金は373万1,000円の増額で、マイナンバーカードの交付見込件数の増によるものです。

15款2項2目民生費県補助金1,125万円の増額は、灯油購入費緊急助成事業費補助金で1世帯当たり2,500円の4,500世帯分です。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款1項13目防犯対策費831万円の減額の主なものは、防犯灯電気料の実績見込みによるものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費830万7,000円の増額は、マイナンバーカードに係る住民基本台帳システム改修委託及び個人番号カード関連事業費負担金の個人番号カードの交

付見込件数の増によるものです。

3款2項2目母子父子福祉費840万円の減額は、児童扶養手当の実績見込みによるものです。

4款1項4目成人保健費587万9,000円の減額の主なものは、がん検診委託料の実績見込みによるものです。

議案第15号、令和3年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,981万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,228万6,000円とするものです。

歳入の主なものについて申し上げます。

5款1項1目一般会計繰入金493万5,000円の増額の主なものは、財政安定化支援事業繰入金の繰入額の決定によるものです。

6款1項1目繰越金3億7,501万1,000円の増額は、前年度繰越金です。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費7,998万8,000円の増額は、療養給付費の実績見込みによるものです。

7款1項1目財政調整基金積立金3億6,000円の増額は、国保財政調整基金へ積立分です。

委員からは、基金残高と取崩しなど、国保財政のあり方について質問があり、当局からは、基金残高は6億3,043万1,000円となり、事業費納付金の不足したときの財源や税率を算定する際は、総合的に勘案して検討するという回答がありました。

議案第16号、令和3年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,523万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,030万2,000円とするものです。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款1項1目特別徴収保険料1,000万円の増額は、制度改正による保険料の軽減割合見直しによるものです。

3款1項1目一般会計繰入金523万5,000円の増額は、保険基盤安定分の交付額の決定によるものです。

歳出について申し上げます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合負担金1,523万5,000円の増額は、保険基盤安定分の決定及び保険料軽減見直しによるものです。

議案第17号、令和3年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,256万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億4,099万9,000円とするものです。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款1項1目第1号被保険者保険料645万円の減額は、3款2項国庫補助金の交付見込みによる財源充当分によるものです。

3款2項3目地域支援事業交付金427万6,000円の増額は、過去5年間の再精算による過年度の追加交付によるものです。

4目保険者機能強化推進交付金352万4,000円の増額は、交付金の交付決定によるものです。

5目介護保険保険者努力支援交付金271万7,000円の増額は、交付金の交付決定によるものです。

8款1項1目繰越金8,614万2,000円の増額は、前年度繰越金です。

歳出の主なものについて申し上げます。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金8,614万7,000円の増額は、前年度精算による積立金です。

7款2項1目繰出金436万5,000円の増額は、過年度の地域支援事業費の精算による一般会計への繰出金です。

議案第23号、令和4年度潟上市一般会計予算（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

14款1項1目民生費国庫負担金15億9,367万円の主なものは、障害者自立支援給付費負担金3億4,552万7,000円、生活保護費負担金6億2,079万5,000円、児童手当負担金2億7,162万1,000円です。

2目衛生費国庫負担金8,522万4,000円の主なものは、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金8,390万5,000円です。

14款2項3目衛生費国庫補助金9,149万5,000円の主なものは、新型コロナウイルスワ

クチン接種体制確保事業費国庫補助金8,731万7,000円です。

15款1項1目民生費県負担金5億5,798万円の主なものは、国保保険基盤安定負担金1億1,607万3,000円、介護給付費・訓練等給付費負担金1億7,303万7,000円です。

歳出の主なものについて申し上げます。

3款1項2目障害者福祉費8億7,580万9,000円の主なものは、介護給付費・訓練等給付費6億8,814万7,000円、障害児通所給付費9,083万円です。

7目後期高齢者医療費5億3,776万7,000円の主なものは、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金3億7,270万1,000円です。

2項2目母子父子福祉費1億6,623万4,000円の主なものは、児童扶養手当1億5,071万円です。

8目児童手当費3億9,234万2,000円の主なものは、児童手当3億8,742万円です。

3項2目扶助費8億3,072万8,000円の主なものは、生活扶助費2億3,725万3,000円、医療扶助費4億7,259万1,000円です。

4款1項9目新型コロナウイルスワクチン接種事業費1億7,122万2,000円の主なものは、ワクチン接種業務に係る謝礼8,320万円、ワクチン接種委託料2,269万5,000円です。

委員からは、馬踏川アオコ対策事業負担金100万円について質問があり、当局からは、この対策は県の事業だが、本市でも幾らか負担してほしいということで令和3年度から負担しており、抑制装置は通称アオコキラーと言われており、アオコが浮いてきたときに破壊して沈める装置を1基設置しており、それ以外でもアオコの遡上防止として、河川4か所にシルトフェンスを設置しているとの回答がありました。

また、委員からは、空き家解体撤去補助金についての質問があり、令和4年2月現在で空き家は776件、その中で特定空き家などの認定は194件となっており、その全てに対応するのは難しいが、地域の方が困っているののであれば、所有者に何回でも催促や連絡をして地域の方の不安を取り除く対応をしていきますという回答がありました。

2項2目廃棄物対策費1億524万7,000円の主なものは、一般ごみ収集委託料8,601万4,000円です。

3目クリーンセンター費3億1,366万1,000円の主なものは、光熱水費4,800万円、修繕料1億1,380万4,000円、粗大ごみ処理施設運転管理委託料3,973万2,000円です。

委員からは、最終処分場について質問があり、当局からは、令和11年度以降の広域化に向けた検討を進める必要があると考え、令和3年度をもって最終処分場延命化事業

は一旦終了することとしました。クリーンセンターについては、令和10年度まで稼働が可能であり、最終処分場は3年間の延命工事により9年延命され、令和12年度まで使用が可能という回答がありました。

また、委員からは、福祉医療費給付費について、高校生までの福祉医療給付費拡充が4月からできないものかという質問があり、当局からは、対象者を高校生相当まで拡充するためのシステム改修が必要なこと、また、所得判定等のため、福祉医療の年次更新は毎年8月1日となっていることを考慮したものとの回答がありました。

議案第24号、令和4年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億3,994万9,000円です。

歳入について申し上げます。

主なものは、1款1項国民健康保険税4億7,908万6,000円、3款1項県補助金26億1,610万円、5款1項他会計繰入金3億1,112万9,000円です。

歳出について申し上げます。

主なものは、2款1項療養諸費21億8,940万2,000円、2項高額療養費3億6,029万4,000円、3款1項医療給付費分5億5,439万2,000円、2項後期高齢者支援金等分1億7,540万7,000円です。

議案第25号、令和4年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,601万6,000円です。

歳入について申し上げます。

主なものは、1款1項後期高齢者医療保険料2億5,451万4,000円、3款1項一般会計繰入金1億4,085万7,000円です。

歳出について申し上げます。

主なものは、2款1項後期高齢者医療広域連合負担金3億7,479万1,000円です。

委員からは、10月より老人医療費が自己負担2割となるが、それを含めた予算計上となっているのかとの質問があり、当局からは、医療費分は含まれていないが、2割負担導入事務費として消耗品費や印刷製本費を予算計上しているという回答がありました。

議案第26号、令和4年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億9,836万2,000円です。

歳入について申し上げます。

主なものは、1款1項介護保険料7億6,722万円、3款1項国庫負担金6億9,437万2,

000円、4款1項支払基金交付金10億4,113万円、5款1項県負担金5億3,765万5,000円、7款1項一般会計繰入金6億3,137万7,000円です。

歳出について申し上げます。

主なものは、2款1項介護サービス等諸費33億8,768万9,000円、4項高額介護サービス等費1億845万円、5項特定入所者介護サービス等費2億1,660万円です。

次に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ919万円です。

歳入の主なものは、1款1項予防給付費収入918万8,000円で、歳出は、1款1項繰出金919万円です。

委員からは、介護予防事業について質問があり、当局からは、地区介護予防教室は、上北野地区と下虻川老人クラブの2か所を予定し、関節疾患対策プログラムは、天王地区と昭和飯田川地区の2か所を予定しているとの回答がありました。

また、委員からは、任意事業費の成年後見制度利用支援事業について質問があり、当局からは、身寄りがない方で、財産管理や介護サービス等の契約などができない方について、家庭裁判所に成年後見人の選任をお願いするものですという回答がありました。

以上、予算特別委員会社会厚生分科会の報告といたします。

○委員長（西村 武） これで社会厚生分科委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第14号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第14号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第15号、令和3年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第16号、令和3年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第17号、令和3年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第23号、令和4年度潟上市一般会計予算(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番佐藤義久委員。

○5番(佐藤義久) 委員長、ご苦労さんです。

5ページの下段ですが、委員からのご意見の中で、馬踏川のアオコの負担金事業100万円、これ理解できますが、県では総額どのぐらいかかっているか、あったでしょうか。

○委員長(西村 武) 8番藤原社会厚生分科会委員長。

○社会厚生分科会委員長(藤原典男) 県からの金額については、説明は、質疑はありませんでした。ただし、これは令和3年度から潟上市からも負担していただきたいというふうなことで、令和3年度は150万円、今年は100万円の負担をするというふうな予算になってます。

○委員長(西村 武) よろしいですか。いいですか。5番。

○5番(佐藤義久) あんまり成果、効果のないような機械っこなもんだために、今どのぐらいかかっているのかなど。もう少し成果の出るようなものに工夫されないものか、県の方へ要望していただければありがたい。

以上。

○委員長(西村 武) 8番藤原社会厚生分科会委員長。

○社会厚生分科会委員長(藤原典男) その点についても、苦情のことについても質疑がございまして、当局からは、令和3年度についてはアオコの相談はありませんでしたというふうな回答を得ています。

○委員長(西村 武) よろしいですか、5番。

○5番(佐藤義久) 苦情がなかったということ。はい。

○委員長(西村 武) ほかにございせんか。15番菅原龍太郎委員。

○15番(菅原龍太郎) 6ページお願いします。6ページの上から4つ目ですけども、空き家解体撤去補助金につきまして、所有者等が撤去する場合の補助金だと思いますけれども、それ以外に潟上市が代位で解体した事例とかについて話し合いとかありましたでしょうか。

○委員長(西村 武) 8番藤原社会厚生分科会委員長。

○社会厚生分科会委員長（藤原典男） 強制執行したかどうかということはありませんでしたが、お金のない、能代みたいにね、強制執行やって、後で請求というふうなことも条例としてはつくるべきではないかというふうな質疑はございました。

○15番（菅原龍太郎） ありがとうございます。

○委員長（西村 武） 1番菅原理恵子委員。

○1番（菅原理恵子） 委員長、お疲れさまでございます。

6ページの高校生の医療費拡充についてなんですが、システム改修というのは理解できますけれども、所得判定等のためという形で答弁されておりますけれども、これ所得制限を設けるといふようなそういった内容の審議等ございましたでしょうか。

○委員長（西村 武） 8番藤原社会厚生分科会委員長。

○社会厚生分科会委員長（藤原典男） 所得制限を設けるといふようなことは説明としてはありませんでしたけれども、ただ、全体としては医療費がどれぐらいかかるかというふうなことは、所得に関して計算しなければいけないことなので、全体の予算ね。そういう点では所得の計算もしなければいけないし、医療費の現場の病院の方にも通知しなければいけないということでお話がありました。それで8月1日からということの中身です。

○委員長（西村 武） 1番菅原理恵子委員。

○1番（菅原理恵子） 所得制限を設けるといふような審議ではなかったということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（西村 武） 8番藤原社会厚生分科会委員長。

○社会厚生分科会委員長（藤原典男） はい、そのとおりでございます。

○委員長（西村 武） いいですか。

ほかにございませんか。7番堀井克見委員。

○7番（堀井克見） ちょっと聞きにくいところもありますけれども、しっかり聞きたいと思います。

2点あります。

1点目は、先ほどもちょっと質問ありましたけれども、5ページですね、アオコの問題。委員長の報告では、令和3年度から負担していると。3年度は150万円だと。まあ新年度、今年は100万円だと。50万円少なくなっているという状態です。私ね、この予算、このアオコ対策というのは、もう今の鈴木市長が就任する前から、かなり前から

やっていますよ。私も、もうどっぷりはまってやりましたから。で、今さらね、今さら、これ何で3年度から、苦情も何もないということで今答弁したけどね、委員長ね。苦情もなければ問題もない、まあ問題あるんでしょうけどもね、そのものに対して新たに、財政が厳しいという中で、これ県の河川でしょう。県のものでしょうか、これ。違いますか。だとするならば、当然、潟だって県のものだ、残存湖。県か国。なぜこれね、基礎的自治体であるちっぽけな潟上市が、新年度から100万円という大金ですよ。しかも成果もよく分からないのに出すということは、どういう背景があったのか。しかも、このね、今委員長の報告見ますと、言葉尻とるわけじゃないけれども、本市でも幾らか負担してほしいと。幾らかって、これ何の意味指すんですか。公金幾らかとか多少とかってできるもんですか。積算根拠は何なのか、150万円、100万円の。それを当然所管の委員会としてきちっとやったと思いますから、それをまずひとつ教えてほしいということ。まず1点ね、このこと。

それから、先ほども言ったとおり県の河川なのに、なぜ市がね、確かに住民が昭和地区だとかおりますよ。しかしながら、何十年も県のやってきたものさ、市長なった途端にね、むしろお願いして負けてもらわなきゃならないものを出すということは、逆じゃないですか、これ。根拠が定かでない、今、報告の範囲では。その点において、なぜ3年度からスタートしたのか。なぜ150万円、100万円なのか、その根拠。

それから、全体の処理水。今先ほども質問あったけれども、これも定かな答弁なかった。4本の川に云々とかね、機械装置、これ前からやっていますよ。前からありますよ、あの機械。県の資金で導入していますよ。ですから、この100万円とか150万円の根拠は非常に私から見ると分かりにくいし、あいまいだと思う。ですから、その処理水全体の何パーセントに当たって、まあこれ積算根拠とも絡むけれどもね、どうなのか。この3点について、所管の委員長としてしっかりと答えてもらいたい。これが1点。

2つ目行きます。6ページだけれども、中ほどにクリーンセンター3億幾らというのがあります。これが切り口だけれども、これね、私の方の総務委員会でもいろいろ議論されましたよ。飯塚財産区の最終処分場のことで。恐らくこの所管の真ん中は社会厚生だと思っておりますから、これ委員から質問あったんでしょう。で、その上でだ。5年計画で最終処分場の処理量がもうキャパ超えるというふうな状態が発生して、前市長のときから5年計画で、まあ概算で1億5,000万円掛ける5年かな、7億5,000万円の財政を投じて、そして将来に備えていくと。一丁目一番地ですからね、ごみ処理場というのは。

なのに、急きょね突然だ、今年からもうやめたと。3年度からは、3年でもうやめたと。で、この背景も委員長の報告では、県が広域化を進めているという云々かんぬんの説明ありますけれども、県がね広域云々っていう議論、それ旗振り役はやるでしょうが、相手はやはり男鹿とか南秋ですよ。相手と全く目処も立ってないのに、処分場が10年度だとか13年度とかって言うけれども、たちまち来ますよ。そういう不安定な中で、方向性が見えない中でこういうふうなことを堂々とね、今までのことを途中でカットしてもうやめたと。これ大きな政策変更ですよ、政策転換ですよ。少なくとも我々議会の方にもきちっと前段の説明すべきだと思いますよ。で、議会感覚としては、当然これ許されるもんじゃありませんよ。これ担保ないんですから、県が担保してくれるはずもないし、そういうことをきちっと掘り下げて、所管の委員会として質疑して、こういう報告されたのかどうか。このことについて、しっかりとお答え願いたい。

○委員長（西村 武） 8番藤原典男社会厚生分科会委員長。

○社会厚生分科会委員長（藤原典男） まず、アオコ対策なんだけれども、結局、県がやってきたから、いろいろやってきたから成果があって、令和3年度については相談がなかったというふうなことです。

それで、積算根拠、150万円、100万円、なぜこういうふうな形になったのかというふうな積算根拠については、当委員会では質疑されませんでした。

○委員長（西村 武） もう一点、クリーンセンター。

○社会厚生分科会委員長（藤原典男） クリーンセンターについては、ちょっとどういふふうな答弁したか、話、まあ報告の中にもありますけれども、クリーンセンターについては、今後の問題についてはあれです、も含めてちょっと答弁読みたいと思いますけれども、令和元年度から令和5年度までの最終処分場延命化事業を計画していましたが、令和3年度に県が策定した秋田県ごみ処理広域化・集約化計画を踏まえ、将来にわたり持続可能なごみ処理体制を確保していくためには、令和11年度以降の広域化に向けた検討を進める必要があると考えたところであり、最終処分場延命化事業については、令和3年度をもって一旦終了することにしました。クリーンセンターについては、令和10年度まで稼働可能であり、最終処分場は3年間の延命化事業により9年延命され、令和12年度まで使用が可能だというふうなことです。これが答弁です。

○委員長（西村 武） 7番堀井委員、再質問ありますか。7番堀井克見委員。

○7番（堀井克見） 藤原委員長ね、委員長として汗をかいて、しっかり審査をした。ま

あ委員の皆さんもいる。それは労を多としますよ。しかしながら、このアオコの問題の150万円、まあ今回は100万円だけれどもね、計上されてるのは。なぜやはりね、積算根拠が幾らで、総体事業費が幾らで、そして潟上が税負担をしなきゃならないのか。そこあたりをね根拠論というものはきちっとしてもらわないと、分科会に委ねてますけれども、これはきちっとやってもらわないと、委員会のミッション果たしてるのかなと思わざるを得ない。クエスチョンだ。だからそこをお尋ねしてるんであって、要は、幾らかでもとかってこれね、何かのおすそ分けでもするような感じ、幾らかとかってね。本来もうこれそのものが委員長がね責任において、議会基本条例に基づいてね、委員長が報告文書書いたと思うけれども、この幾らかというものは、これ何ですか、根拠。幾らかというのは。ちょぴつとですか。少なくとも公金、1円たりとも公金ですから、出動する際はその根拠、積算根拠を明確にして、そして議会の議論を経て、そして出していく、これが当たり前のことですよ。それを委員長として難儀してることは分かるんだけど、幾らかということに対する今、前段の答弁はなかった。その積算根拠はどうなのか。そうしてくると、おのずと全体的な県の予算額が幾らで、何パーセントの負担、例えば当事者の、昭和なのか飯田川なのか分からないけどもね、自治体として出してほしいと。そうすれば、分母と分子がはっきりしてきて、何分の何を出していくというふうなことが我々も分かるんだけど、全くつかみクイズみたいな感じのイメージしか湧かないので、今、私は所管の委員会としてどういうふうにしてやってるのかなと、こういうことを伺っているんであって、私が聞いていること委員長ね、しっかりね、しっかり聞いてください。もう一度、先ほどの答弁じゃなくして、踏み込んだ答弁をきちっとお願いします。

それから、2つ目の聞いたこと。クリーンセンターについて。今、当局がね読んだことを今、委員長が棒読みしたけれども、さっぱり分かんない。よくこれ所管の委員会として納得したもんだね。まさに前任者がね、クリーンセンターという市民の生活、文化生活の一丁目一番地の将来持続可能にするために1億5,000万円掛ける5、7億5,000万円かけて青森まで運ぶということを我々も議決してやってきたものを途中で頓挫した状態。県がね進めてるといふ、旗振ってるということと、相手がきちっと潟上市をそこに交えてくれて広域処理できるという担保、これ同じじゃないですよ。何でこれ議会に相談しなかったのと、事前に。市政協議会もやってるし、そういうときはスポンと抜ける。何でこういうことやらないんだということの再三再四議論もされてきてることだか

ら、何で所管の委員会として、委員長としてそれをねきちっと質問なりね追及しなかったの。その上でのやはり報告であれば、我々もね納得するんだけれども、全く生煮えだ、私に言わせれば。だからその部分において、もやっとした答弁じゃなくして、はっきり答えてよ。再付託しますよ、場合によっては再付託。会議規則に基づいて。そのことを今考える、今あなたの答弁聞いて。

○委員長（西村 武） 8番藤原典男社会厚生分科会委員長。

○社会厚生分科会委員長（藤原典男） アオコの問題、なぜ負担しなければいけないのか、幾らでもというふうな、まず積算の根拠のことなんですけれども、これについては質疑ございませんでした。積算根拠については。それから、なぜ負担しなければいけないのかというふうなことについては、質疑ございませんでした。

それから、クリーンセンターについては、先ほど読み上げたとおり、県の計画もあるしというふうなことでの読み上げたとおりの内容でございます。それ以上の質疑はありませんでした。

○委員長（西村 武） 堀井委員に申し上げますけれども、ただいま質疑は審査の経過と結果に対するものでありますので、審議しないことは答えられないんだ。委員長は今答えてるんだもの。

（「暫時休憩」の声あり）

○委員長（西村 武） 暫時休憩します。

午前11時03分 休憩

.....
午前11時10分 再開

○委員長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番堀井克見委員。

○7番（堀井克見） いわゆる所管の委員会で審査しないの一点張りだ。一言で言えばね、私が聞いた部分においては。だから答えられないという論法だ。だからね、これははっきり言えばアオコの問題だ、税金の出動だってね、150万円だ、100万円だって、つかみクイズみたいな感じだ、私が見ればだ。だからこれは、やはりね145億円、おおむね審査する我々議員として看過できない、はっきり言えば。積算根拠のないものを出してくるのさ、オーケー出すんですか。絶対出せない。

それから、今まで、まさに前任者がクリーンセンターというもののやはり命運をかけ

てやってきたこと、交渉相手も誰なのか。将来のビジョンも何も分からないものを、ただ打ち切ってね、退路を断ってその交渉をしたときに足元見られるんじゃないかという不安は尽きない。こういうものに対して、所管の委員長はこれ以上答弁できないと言うし、私らはむしろ議員として本会議場でね、むしろこの予算がいいか悪いかの判断もできないぐらいの重大なものが内蔵として潜んでいるということだけは私理解できますので、私は、また立場、権限において、きちっとそこの職責を行使したいと、判断をしたいということを申し上げて終わります。聞いたって来ないんだもん。しょうがねえすべ。
以上。

○委員長（西村 武） 質問終わったんだもの。いいんだ。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第24号、令和4年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第25号、令和4年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第26号、令和4年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

じゃあ、11時25分まで休憩します。

午前11時12分 休憩

.....
午前11時25分 再開

○委員長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【産業建設分科会委員長の報告】

○委員長（西村 武） 次に、産業建設分科会委員長の報告を求めます。2番鈴木壮二産業建設分科会委員長。

○産業建設分科会委員長（鈴木壮二） それでは、産業建設分科会審査の報告をいたします。

令和4年第1回定例会で予算特別委員会に付託され、本分科会で審査した議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和4年3月14日、15日の2日間。

2. 出席委員は、佐藤義久、澤井昭二郎、中川光博、小林 悟、菅原理恵子、鈴木壮二の6名です。

3. 説明当局は、産業建設部長、上下水道局長、各関係課長でございます。

4. 書記には、産業建設部 産業課 夏井 諒さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について。

議案第14号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第14号）（案）について。

繰越明許費について申し上げます。

6款1項農業費のため池等整備事業93万2,000円は、県営事業による真崎堰地区ため池整備事業で試掘結果、地下水位が高く多量の湧水が確認され、工法検討に不測の日数を要したため水路工が実施できなかったことによるものです。

湛水防除事業526万8,000円は、県営事業による浜井川地区湛水防除事業及び天王東排水機場湛水防除事業で機場工の実施に際し、新たに設置する機場の建設資材が新型コロナウイルスの影響により、メーカーから工場への搬入及び加工が通常より長い期間を要したことによるものです。

基幹水利施設ストックマネジメント事業290万円は、県営事業による野村防塵機等整備で施工箇所から多量の湧水があり、その処理に不測の日数を要したことによるものです。

2項林業費の高能率生産団地路網整備事業281万円は、県営事業による林業専用道整備事業で土地所有者との調整が難航し、路線のルート決定に不測の日数を要したことによるものです。

8款2項道路橋梁費は、市道整備事業で1億5,534万5,000円です。二田追分線道路改良事業が1億2,954万5,000円で雨水ポンプ場工事と建物の移転先確保に、上北野線1,770万円と道路メンテナンス810万円は関係機関との協議に、それぞれ不測の日数を要した

ことによるものです。

3項河川砂防費の急傾斜地崩壊対策事業500万円は、県単独事業により鳥木沢・岩崎地区を整備するもので、県から次年度へ繰り越し手続きの依頼があったことによるものです。

歳入の主なものについて申し上げます。

14款2項4目土木費国庫補助金の主なものは、道路橋梁費補助金2,697万7,000円の増額で、国の第3次補正予算による社会資本整備総合交付金によるものです。

15款2項4目農林水産業費県補助金1,500万円の減額は、水産物供給基盤機能強化事業費補助金の減額で、漁港機能強化工事の詳細設計で工法を検討した結果、優位で安価となったことにより事業費を減額するものです。

5目土木費県補助金30万円の減額は、住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金で、実績により減額するものです。

16款1項2目利子及び配当金の増額は、森林環境贈与税基金利子の利息154円分によるものです。

16款2項1目不動産売払収入5,315万9,000円の増額の主なものは、建物売払収入3,417万7,000円で、山本精機で、床面積1,536平方メートルで鉄骨造アルミニウム板葺平屋建ての工場1棟によるものです。

委員からは、販売単価についての質問があり、当局からは、土地が平方メートル当たり4,689円で、建物が平方メートル当たり2万2,250円との回答がありました。

歳出の主なものについて申し上げます。

6款1項4目農地費334万5,000円の増額の主なものは、湛水防除事業費負担金で、天王東地区で国の補正による工事の進捗を図ることによるものです。

3項1目水産業振興費2,622万4,000円の減額の主なものは、機能強化工事の詳細設計で工法を検討し変更した結果、優位で安価となった工事費の減額です。

委員からは、工法変更の内容についての質問があり、当局からは、アースアンカー工法から矢板式に変更したものとの回答がありました。

8款2項2目道路新設改良費4,500万円の増額は、国の補正予算による社会資本整備総合交付金事業で、二田追分線道路改良事業を実施するもので、全額繰越明許費となります。

21節補償補填及び賠償金は4,500万円の増額で、補償物件を追加するものです。

5 項 1 目建築住宅総務費120万円の減額は、実績がなかったため、木造住宅耐震診断委託料60万円、木造住宅耐震改修補助金60万円をそれぞれ減額するものです。

議案第18号、令和3年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ479万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ514万円1,000円とするもので、主なものは、財産売却収入による財政調整基金への積立金です。

議案第22号、令和3年度潟上市下水道事業会計補正予算（第3号）（案）について。

資本的収入の1款1項1目企業債810万円の増額は、地域下水道事業債です。

資本的支出の1款1項2目流域下水道建設負担金811万4,000円の増額は、流域下水道建設負担金で、国の補正予算への追加要望で秋田臨海処理センターや幹線の関係施設の更新工事費用によるものです。

議案第23号、令和4年度潟上市一般会計予算（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

2 款 3 項森林環境譲与税は926万8,000円です。

13 款 1 項 5 目土木使用料6,971万7,000円の主なものは、住宅使用料です。

14 款 2 項 4 目土木費国庫補助金1億6,074万4,000円の主なものは、道路橋梁費補助金で、社会資本整備総合交付金等1億6,053万4,000円です。

15 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金1億1,910万8,000円の主なものは、経営所得安定対策等推進事業費補助金1,051万1,000円、多面的機能支払交付金9,333万7,000円、農業次世代人材投資事業費補助金600万円です。

歳出の主なものについて申し上げます。

2 款 7 項新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業費のうち本委員会所管の主なものは、観光活性化推進事業費補助金1,000万円です。

4 款 1 項 8 目水道事業費5,279万7,000円の主なものは、水道事業会計補助金624万7,000円と水道事業会計出資金4,563万7,000円です。

6 款 1 項農業費2億8,162万8,000円の主なものは、3目農業振興費の経営所得安定対策等推進事業費補助金1,253万1,000円、4目農地費の多面的機能支払交付金事業費補助金1億2,445万円です。

6 款 2 項林業費3,191万5,000円の主なものは、路網整備事業費負担金1,300万円です。

6 款 3 項水産業費 352 万 6,000 円の主なものは、種苗放流事業補助金 139 万 8,000 円です。

7 款 1 項商工費 4 億 487 万 3,000 円のうち本委員会所管の主なものは、1 目商工振興費の設備投資助成金 4,000 万円、中小企業振興融資制度預託金 1 億円、2 目観光費の鞍掛沼公園 3 施設指定管理料 8,060 万円、ブルーメッセあきた関連 4 施設指定管理料 2,736 万 3,000 円です。

委員からは、秋田中央地場産品活用促進協議会の事業概要と今後の事業スケジュール等について質問があり、当局からは、本市・秋田市・男鹿市及び J A なまはげが連携し、地域内の農産品などの地場産品の P R による販売促進を図るため、主に首都圏へのプロモーション活動として年数回行っていくほか、地場産品をインターネット上で販売する E C サイトを運営し、認知度の向上を図っていくとの回答がありました。

8 款 2 項道路橋梁費 5 億 6,474 万 9,000 円の主なものは、1 目道路維持費の除雪委託料 1 億 1,604 万 7,000 円、2 目道路新設改良費の道路改良工事 2 億 4,900 万円と物件補償費 5,200 万円です。

8 款 3 項河川砂防費 606 万 4,000 円の主なものは、急傾斜地崩壊対策事業負担金 600 万円です。

8 款 4 項都市計画費 5 億 5,406 万 4,000 円の主なものは、2 目公園費の公園指定管理料 6,470 万円、3 目公共下水道費の下水道事業会計補助金 3 億 853 万円、下水道事業会計出資金 1 億 1,506 万 4,000 円です。

8 款 5 項住宅費 4,527 万 5,000 円の主なものは、1 目建築住宅総務費の住宅リフォーム補助金 2,138 万円です。

議案第 27 号、令和 4 年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 33 万 5,000 円です。

歳入について申し上げます。

主なものは、3 款 1 項基金繰入金 32 万 5,000 円です。

歳出について申し上げます。

主なものは、1 款 1 項総務管理費 28 万 5,000 円です。

議案第 31 号、令和 4 年度潟上市水道事業会計予算（案）について。

収益的収入について申し上げます。

1 款 1 項営業収益は 5 億 3,332 万 8,000 円で、主に水道料金です。

2 項営業外収益は 3,733 万 6,000 円で、他会計補助金、水道加入金、長期前受金戻入が

主なものです。

収益的支出について申し上げます。

1 款 1 項営業費用は 4 億 7,412 万 8,000 円で、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費が主なものです。

委員からは、新水道ビジョン策定業務委託料 981 万 2,000 円について質問があり、当局からは、実施計画策定と事業計画を立て、何年度までにどこの地区をどのように整備するか、計画を住民と行政で共有化を図り、具体的なビジョンを策定するとの回答がありました。

2 項営業外費用は 4,095 万 7,000 円で、支払利息及び企業債取扱諸費が主なものです。

4 項予備費は 1,000 万円です。

資本的収入について申し上げます。

主なものは、1 款 1 項企業債 4 億 3,620 万 7,000 円で、新天王浄水場整備の事業債によるものです。

資本的支出について申し上げます。

主なものは、1 款 1 項建設改良費 6 億 1,942 万 7,000 円で、浄水設備費、配水設備費等の工事請負費です。

2 項企業債償還金は 2 億 260 万 9,000 円です。

議案第 32 号、令和 4 年度潟上市下水道事業会計予算（案）について。

収益的収入について申し上げます。

1 款 1 項営業収益は 4 億 5,635 万 4,000 円で、主に下水道等使用料です。

2 項営業外収益は 5 億 9,058 万 9,000 円で、他会計補助金、長期前受金戻入が主なものです。

収益的支出について申し上げます。

1 款 1 項営業費用は 9 億 2,270 万円で、管渠費、処理場費、業務費、総係費、流域下水道維持管理負担金、減価償却費が主なものです。

委員からは、管路包括管理市町村管理負担金について質問があり、当局からは、各市町村で行っている下水道マンホールポンプ維持管理を、流域下水道関連市町村である三種町、八郎潟町、五城目町、井川町、大潟村、男鹿市、潟上市分を県で一括発注することで費用を抑えたものとの回答がありました。

2 項営業外費用は 1 億 2,284 万 3,000 円で、支払利息及び企業債取扱諸費が主なもので

す。

資本的収入について申し上げます。

1 款 1 項企業債は 3 億780万円です。

2 項出資金は 1 億1,506万4,000円で、一般会計出資金です。

3 項補助金は 1 億2,201万9,000円で、一般会計補助金が主なものです。

4 項負担金は67万8,000円で、受益者負担金、分担金です。

資本的支出について申し上げます。

1 款 1 項建設改良費は 1 億4,662万2,000円で、管路建設改良費が主なものです。

2 項企業債償還金は 6 億5,173万2,000円です。

以上、予算特別委員会産業建設分科会の報告とします。

○委員長（西村 武） これで産業建設分科会委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第14号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第14号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番藤原仁美委員。

○3番（藤原仁美） 委員長、大変お疲れ様でした。

3 ページの中ほどにある、21節補償補填及び賠償金4,500万円の増額とありますが、これは補償物件何件分でしょうか。

○委員長（西村 武） 2 番鈴木産業建設分科会委員長。

○産業建設分科会委員長（鈴木壮二） これに関して質疑ありまして、この4,500万円は 1 件分で、個人情報ですので詳細に説明することはちょっとできませんが、一般住宅ではないという回答をいただきました。

○委員長（西村 武） いいですか。3番藤原仁美委員。

○3番（藤原仁美） すいません。ありがとうございます。確認なんです、二田追分線って、どっからどこまででした。すいません、お教えてください。

○委員長（西村 武） 鈴木産業建設分科会委員長。

○産業建設分科会委員長（鈴木壮二） そのことに関して質疑はしておりませんが、あそこ場所何て言いましたっけ。踏切のところ。すいません。それについて質疑ございませんが、改良延長については2,200メートルで、本体の改良工事は令和4年度から着手して、年間500メートルを改良していくということです。

○3番（藤原仁美） ありがとうございます。

○委員長（西村 武） ほかにございませんか。7番堀井克見委員。

○7番（堀井克見） ご苦労様でした。

2ページ、今回委員長の3年度の会計、一般会計補正の報告書の中で、随所にね、随所に不測の日数、まさに不測の日数ということなんで、何か所か、ざっと見ただけで三、四か所使ってるんですが、この不測の日数というものの背景はどういうことなのか。で、恐らく皆10日なら10日っていうわけでもないだろうし、まあ工法の検討だとか、あるいはまたその処理だとか、様々な前段の文言があります。この不測の日数というものの根拠はどういうことで、こういうふうなことを使って、我々はその内容をどういうふう理解すればいいのかということ、ちょっとかみ砕いて掘り下げて説明願いたい。これ全体的な質問1点ね。

それから、ちょっと中に入りますけれども、2ページの上から2行目の林業専用道路整備事業で、土地の所有者との調整が難航し、路線のルート決定に、これもだ、不測の日数を要したことによるものと。この路線とはどこなのか、具体的に。どの程度の長さであったのか。構造はどうなのか。まずその点についてお答えをいただきたいと思えます。

○委員長（西村 武） 鈴木産業建設分科会委員長。

○産業建設分科会委員長（鈴木壮二） 1つ目の質問の不測の日数ということですが、そのことに関しては質疑はございませんでした。

それとあと2つ目の林業専用道路事業に関してですが、このことに関しても質疑はございませんでした。場所ですが、昭和豊川槻木地区の浅見沢というところです。

○委員長（西村 武） 7番堀井克見委員。

○7番（堀井克見） 具体的に質疑しなかったと。ということはこれ、不測の日数というのは、当局がなぜこういうふうな形で繰越明許になったのか。繰越明許とは予定どおりいかなかったということだからね、そして工期が延びていったと、年度を超えた、ということなので、そうすれば当然その繰越明許の背景にはね、それぞれの事業にかかわる何日ぐらい延びて、そして年度をまたいだのか。やはりそれきちっとチェック委員会でもらわないと、その背景が全く分からないですよ。しかも不測の日数とあってね、短いもの長いもの中ほどのものもあるでしょうから、やはり今後こういうふうなことが発生しないように、どうしても不可抗力で発生したものなのか、そこらはやはりきちっと詰めないと、予算執行上、地方自治体は単年度執行でなってますから、原則ね。

万やむを得ないものもありますがね。だからここら辺はやはり今後、初めての委員長なので大変なこともあったでしょうけれども、きちっと今後はチェックをしながら報告していただければと思います。答弁は要りません。

もう一つ、2回目ですからね。3ページの中で、1、2、3、4、3項1目水産業費2,622万4,000円と減額されたと。主なものは、機能強化工事の詳細設計での工法変更し、検討し変更した結果だと。優位で安価となった工事費の減額と。これ詳細の設計云々って、当初我々ね、当初我々に提案されて我々が質疑したときは、それが最高のベストのものだということで予算の提案もされたし、我々もそれをよしとしたという経緯あるわけですよ。その後、こういう形の中で変更が生じた。2,622万4,000円と言うけれども、この変更された部分の減額予算というのは当初幾らであったの。そして、2,622万4,000円というのは、これ全てなの、それとも水産業振興費の一切ね、一切の金額なの。そこから詳細にわたってチェックしたのか、質疑されたのか。で、変更したことによって優位で安価とかって言うども、はっきり言って何が優位なのか。安価というのは何を基準にして安価、安けりゃいいっていうもんでもないしね、そこら辺の、これ何千万という今、委員長報告によればそのための減額だってこう書いてるわけだから、当然その心は、中身はということチェックされたと思いますが、いかがですか。

○委員長（西村 武） 鈴木産業建設分科会委員長。

○産業建設分科会委員長（鈴木壮二） 委員から工法変更の質問についての質問があり、アースアンカー工法から矢板式に変更したものにより工事費の減額になったということです。そのほかの堀井委員の質問に関しては、質疑しておりません。

○委員長（西村 武） 7番堀井克見委員。

○7番（堀井克見） 私も分からないから質問してますので、2,622万円減額されたと。これ結構な金額ですよ。しかも設計費云々ということで委員長が報告するわけですから、当然詳細はチェックしてみないと、どういう背景とどういう根拠で予算が減額、減額だっちは使わなかったってことだからね。そして機能強化に本当に供するのかわるか。機能、まさか弱体しないでしょうね。で、まさに、このアンカー方式から矢板方式とこう書いてますけれども、アンカー方式っていうのはどういう方法で、矢板方式っていうのはどういう方法なのか。それによってどんだけ安価なって、要するに優位になったのか。ここらをやはり当然ね質疑をして、所管の委員会としてやはりね把握する、そして自信持ってやはり委員会、この分科会の予算委員会の方でね、やはり披露するってい

うか報告する。このやはりねシナリオをきちっとしてもらわないと、今回ね初めてですのでいろいろあるでしょうから、まあある程度よしとしますが、でないとやはり先ほど西村委員長も言ったとおり、自信持って我々も信頼してね、やはり分科会の方に委ねることのできないという事態も生じてきますので、まさかその都度ね再付託をして審査してくださいともできないので、時間もかかるし。どうかひとつここら辺をです今後きちっと踏まえながら、委員会の審査、ミッションを果たしてほしい。

最後に、このアンカーとは何ぞや、矢板とは何ぞや、優位で安価とは、その具体的なものは何なのか、分かたらひとつお答え願いたい。もしなければ終わる、これで。

○委員長（西村 武） 2番鈴木壮二産業建設分科会委員長。

○産業建設分科会委員長（鈴木壮二） アンカー方式というのは、海側からその斜めにこうやっていく方式で、矢板式というのは、まっすぐやる方式。言い方ちょっと悪いですけど、そういう方式になります。

以上です。

○委員長（西村 武） いいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第18号、令和3年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第22号、令和3年度潟上市下水道事業会計補正予算（第3号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第23号、令和4年度潟上市一般会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番堀井克見委員。

○7番（堀井克見） 4ページの2款3項森林環境譲与税926万8,000円というのがありますが、これはどういう内容のものなのか。国からの交付税だと思いますけども、国なのか県なのか、そこらも含めて、国がどういう形で徴収されて、そして配分のときにどう

いう配分根拠の中で、我が潟上市に926万8,000円というものを配分されてきたのか。その内容について教えていただきたい。

それから2つ目は、5ページ、中ほどちょっと上にブルーメッセあきた関連4施設の下に、委員から、秋田中央地場産品活用云々とあります。これは、前からやってるわけだけれども、本市と秋田市と男鹿市とJAがやると。プロモーションやるとか年何回ね首都圏でやるとかって言うけれども、どういうふうな成果が出てるのか。成果が出てるとすれば、どういう検証をされた結果それが具体的に、そして継続していくというのは継続は力でそれも必要でしょうけれども、どういう今までの経緯と検証と成果、そして今回もやっていこうとしてるのか。で、これ考えてみれば、秋田市だとか男鹿市だとか潟上、乗っかっていってどんだけの効果あるのかないのかも含めて、やはりきちっと検証しないとね、出資金出してるわけでしょう、これ。ですから、一方においてはふるさと納税等々で様々な相手を利用してやってるということもあるし、ここらとやはりきちっとした整理をしていかないと、何でもやればいいということでもないだろうし、そこら辺の議論されたのかな。どうですか。

○委員長（西村 武） 鈴木産業建設分科会委員長。

○産業建設分科会委員長（鈴木壮二） 1つ目の森林環境譲与税に関しまして、その用途に関しましてですが、林道修繕、森林の意向調査を行うための封筒印刷とか郵便料、意向調査後の現況調査業務や間伐等の森林管理業務、森林台帳の更新、システム使用料などに使われているということです。

それで、2つ目のECサイト、あ、何だ……すいません。2つ目の質問についてですが、協議会全体の事業費は本市の825万7,000円のほか、秋田市が6,511万9,000円、男鹿市は564万6,000円で、全体の事業費は7,819万6,000円であります。それで、サイト事業名は「あきたづくし」という名前で、販売促進を目的としていろいろキャンペーン事業をこれから実施する予定なんです、今までの成果については、質疑はございませんでした。

以上です。

○委員長（西村 武） 7番堀井克見委員。

○7番（堀井克見） これ最後にします。時間も回ってきたからね。

私ね、森林環境譲与税を聞いたのは、これ委員長ね、歳入だものね。あなたは、歳出の何に使うっていうことは私聞いてませんから、そこをちょっとね、歳入と歳出きちっ

とね仕分けして答えてくださいね。それと同時に、それから、5ページの方は、まさにその稼ぐ力のツールとしてやろうとしてきたし、まあさらにまたそれに拍車をかけてやろうとしてる、その心、思いは分かりますけれども、800万だ、500万だ、6,000万だったか、7,000だか8,000万だということで大体大枠は分かった。でもね、やはりこれね、きちっと検証していかないと、やることが目的でないから。物販売して稼げる力さ具体的にでてきたときに、税金が入ってきたときに湧上さ。その税金を事業に配分したときに初めて費用対効果、皆つながってるんだ。そのことをね、やはり少なくとも稼げなきゃならないとあって市長頑張ってるんだから、そこら辺は委員会としてもね、きちっとどうなのかということ、ささいなことでもねえんだ。湧上の産業の振興のために、一次産業含めて。きちっとやはりこれからはね、そこら辺を詰めていかないと、ただ握り拳を上げて、アドバルーン上げればいいってもんじゃないんだ。裏付けとビジョンというものをきちっと我々議会はチェック機関としていかなきゃだめだと。まして、その所管の委員長はその先頭に立ってやらなきゃだめだということの認識をひとつ強く持っていただきたい。答弁要らない。

以上。

○委員長（西村 武） ほかにございませんか。15番菅原龍太郎委員。

○15番（菅原龍太郎） 委員長さん、ご苦労さんでございます。

4ページ、下から8行目ですけれども、観光活性化推進事業費補助金が1,000万円ということですが、これについては具体的な内容について協議したと思いますけれども、内容と効果について教えていただきたいと思います。

○委員長（西村 武） 鈴木産業建設分科会委員長。

○産業建設分科会委員長（鈴木壮二） この観光活性化推進事業費補助金についてですが、質疑はしておりません。

○委員長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

昼食の時間ですけれども、これ終わるまで進めます。

次に、議案第27号、令和4年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第31号、令和4年度潟上市水道事業会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番戸田俊樹委員。

○4番（戸田俊樹） 6ページだから、具体的なビジョンを策定するとの回答がありましたと。いつまでこの回答をされるのか。その辺のご審議の状況をご報告願います。

○委員長（西村 武） 鈴木産業建設分科会委員長。

○産業建設分科会委員長（鈴木壮二） 新水道ビジョンについては、水道事業のマスタープランのようなもので、来年度いっぱいかかる予定であります。

○委員長（西村 武） よろしいですか。4番戸田俊樹委員。

○4番（戸田俊樹） 委員長、具体的なビジョンを策定する、それをいつまで策定するかっていうことと、マスタープランのようなものを来年度中、おかしいな。もう少しちゃんと、当局がどういうふうなビジョンで説明してるか、いつまでそれ回答するか、それを報告していただきたいと思います。ピント少しはずれているのではないか。

○委員長（西村 武） 鈴木産業建設分科会委員長。

○産業建設分科会委員長（鈴木壮二） 新水道ビジョンに関しては来年度いっぱいかかりますが、今年度のアセットマネジメントの策定は間もなく資料が提出される予定で、いつまでに関しては、ちょっと審議しておりません。

以上です。

○委員長（西村 武） いいですか。4番戸田俊樹委員。

○4番（戸田俊樹） 先日の地震でまた再度、一向水道も濁りが出て、市の給水車を出して対応されたようですけども、そういうことが常々起こるような状況ですので、まあ委員会としてもそういう実態を把握しながら、このような計画、大枚の予算を投入していくわけですから、早めにやらないとライフラインに問題が発生するっていうことだから、宜しく願いしたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（西村 武） ほかにございませんか。7番堀井克見委員。

○7番（堀井克見） 委員長、ご苦労さん。

今、同僚議員からも質問ありました。まさに飲み水ですから、人間が生きてくために絶対欠かすことができない、これだけはね。で、形あるものは劣化してくるので、将来に向けてやらなきゃだめだということも分かるんだけど、いいですか委員長、今ね、

戸田同僚議員が聞いたことと、その下段に新天王の浄水場あるね、整備費。まあこれ直接関係連動してるのか、してないのかも含めて、もう天王の二田と湖岸と天王本郷か、二田と、それから羽立北野か、ここらがまあ収れんされて、そして児玉ということの流れに今なってるわけだな。そこ分かるすよな。で、そうしたときに、その潟上市の新しい水道のビジョンを策定するんだと。実施計画策定から全てのこと、こう書いてあるこのとおりだね。で、住民と行政と共有を図るということ。そうすればやはり住民がね、どういうふうな増減も含めて人口変動も含めてあるか。もう一切を網羅して俯瞰した形でやっていかなきゃだめだ。そのことと、今回、今ね、今年6億、来年何億だかって、新しい浄水場を今、児玉地区につくろうとしてる。これ連動してるの、してないの、別個なの。どうなの。

○委員長（西村 武） 鈴木産業建設分科会委員長。

○産業建設分科会委員長（鈴木壮二） 連動はしています。

○7番（堀井克見） 本当なの。

○産業建設分科会委員長（鈴木壮二） あの……。

○7番（堀井克見） 審査しないならしないでいいんだ。

○委員長（西村 武） 鈴木産業建設分科会委員長。

○産業建設分科会委員長（鈴木壮二） すいません、そのことに関しては審査、質疑しておりません。

○委員長（西村 武） 7番堀井克見委員。

○7番（堀井克見） 素直で謙虚にね、してないということで、はっきり言って、してもらわなきゃ困るんです。信頼もって所管の委員会に付託してるわけだから。で、これやはりね、潟上の将来の何十年というスパンで、将来の命運をね左右させる、するほどの水道料金も含めてだ。水漏れもあるでしょう。様々なことがここでは内蔵してるわけだ。で、これをさらっとね、九百何十万あったから近々出します。一方においてはね、まあ見切り発車ってばいいんだか、もうもたなくなってきた児玉に新しいところつくる。こういうね、ある意味では緊急事態のような状態が発生しようとしてるということをや、やはり所管としてきちっとねチェックを入れる。これが議会のミッションですよ。これ今やってないということであったので残念ですけども、今後ね、また別の機会で篤とそれは議会の意見として、また議員の意見としてお話ししていきますけれども、いずれにして、私はね、やはりこういう具体的なビジョン、潟上全体を俯瞰、網羅したものを

やって、対象人数は、対象世帯は、対象地域は、そして計画は10年、20年、30年頼るんだと。劣化したものはどんだけ、どのくらい穴あいているかも含めて、それらの計画をきちっと立ててから、立ててから、新浄水場というものを組み入れてやっていく。これ計画立てるやつ見切り発車と、これちぐはぐでねえすか。そういうふうな議論しました。どう。

○委員長（西村 武） 鈴木産業建設分科会委員長。

○産業建設分科会委員長（鈴木壮二） そのことに関しても質疑をしておりません。

○委員長（西村 武） 7番。

○7番（堀井克見） 委員長、そうすれば分かりました。この部分においては、所管の委員長がね、ご案内のと通りの答弁ですから分かりました。改めて市政協議会等々で篤と、当局の方に直接今度はお尋ねするというこの思いで、この質問を終わります。

以上。

○委員長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第32号、令和4年度潟上市下水道事業会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから令和3年度各会計補正予算（案）及び令和4年度各会計予算（案）について、順次討論、採決を行います。

それでは最初に、議案第14号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第14号）（案）について、これから討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決すべ

きものと決定いたしました。

次に、議案第15号、令和3年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号、令和3年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号、令和3年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決すべ

きものと決定いたしました。

次に、議案第18号、令和3年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号、令和3年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号、令和3年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決する

べきものと決定いたしました。

次に、議案第21号、令和3年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号、令和3年度潟上市下水道事業会計補正予算（第3号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号、令和4年度潟上市一般会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決すべ

きものと決定いたしました。

次に、議案第24号、令和4年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号、令和4年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号、令和4年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決すべ

きものと決定いたしました。

次に、議案第27号、令和4年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号、令和4年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号、令和4年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決すべ

きものと決定いたしました。

次に、議案第30号、令和4年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号、令和4年度潟上市水道事業会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号、令和4年度潟上市下水道事業会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決すべ

きものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、予算特別委員会を閉会します。

なお、本日1時45分より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦労様でございます。

午後 0時28分 閉会